

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

7月19日 厚労省要請 事前追加質問

全国保険医団体連合会

マイナちゃんのチラシを同封 12月2日で保険証使えなくなるとの誤解も

Q1：千葉県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者被保険者に最後の保険証が郵送されたが同封物に「ご注意ください！今年12月から現行の保険証は発行されなくなります」と大きく記載したマイナちゃん入りのチラシが同封されている。12月2日から保険証が使えなくなるとの誤解を招くのではないかと？チラシはすべての被保険者に送付されているのか？

「8月以降はマイナ保険証提示してください」との記載について

Q2：千葉県後期高齢者医療広域連合からの案内文書「新しい保険証等の送付のご案内」には冒頭に枠囲みで8月1日以降に医療機関にかかるときは、「マイナ保険証」または「この保険証」を提示してくださいと記載している。

マイナ保険証の利用登録していない方、マイナカードすら所持していない方は多数いるが、一律の案内文に「8月以降はマイナ保険証を提示」を第一選択として記載すると読む側は混乱するものでミスリードと言わざるを得ない。保険証送付の案内とマイナ保険証の推進は切り分けて案内すべきである。

マイナンバー下4桁の案内でもマイナ保険証売り込み

Q3：2つ目の●では、「個人番号のお知らせ」では、個人番号下4桁記載が案内されております。マイナンバー紐づけミスの総点検結果の案内としてマイナンバーの下4桁を記載している。

被保険者にもマイナンバーカード裏面に記載されたマイナンバーとの点検・チェックを依頼したのですが、「マイナ保険証がいつでも使える」との案内は読む側を混乱させる。なぜこのような案内としたのか？

連絡しても「マイナ保険証を保有していない」は確認できない

Q4：裏面に「保険証は25年7月末まで使えるから廃棄しない」「12月2日以

降マイナ保険証を保有していない方などには、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。と記載しています。

しかし、資格確認書が保険証に代わる証であることの説明等が不足しており理解されない方も多。しかも、自身が「マイナ保険証を保有していない方」に該当するかどうか確認したくなるが、問い合わせ先「千葉県後期高齢者医療広域連合」に連絡しても、自身がマイナカードを所持しているか、マイナ保険証の利用登録しているか否かはわからない。

なぜならば、マイナポータルにログインしてマイナ保険証の利用登録（紐づけ）を閲覧しないと確認できないから。

日常的にマイナポータルを閲覧している高齢者は多くはない。マイナ保険証が何か、利用登録したかなど認識が薄い方がたくさんいまるので確認方法巡り、問い合わせが殺到するのではと推察します。問い合わせ対応の対応は整備されるのか？さらなる広報を通じて誤解を払拭する方法はとらないのか？

令和6年7月

後期高齢者医療被保険者 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証等の送付のご案内

本年8月1日からご使用いただく新しい保険証（後期高齢者医療被保険者証）をお届けします。
8月1日以降に医療機関にかかるときは、マイナ保険証、または、この保険証（薄緑色）を提示してください。

●保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

被保険者証に記載されている一部負担金（自己負担）の割合の判定方法や、医療機関に提示することで医療費等の窓口負担をあらかじめ低く抑えられる限度額適用・標準負担額減額認定証（負担割合1割の方）、限度額適用認定証（負担割合3割の方）等の制度については、同封している後期高齢者医療制度のご案内（小冊子）にて説明しております。

有効期限を過ぎた保険証（有効期限が令和6年7月31日までの薄茶色の保険証）は、8月1日以降にハサミを入れるなど裁断してから破棄していただきますようお願いいたします。

●後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。

マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）の下4桁を保険証の台紙に印字しています。

お手元にマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号の下4桁をご確認いただき、万が一、異なっている場合には、お住まいの市（区）町村のお問い合わせ先までご連絡ください。

【裏面あり】

●マイナンバーカードと保険証の一体化について

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降は現行の保険証が新規発行されなくなります。

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降も令和7年7月末まで引き続き使用できますので、有効期限まで廃棄せずにお持ちください。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方などには、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。

※交付の方法につきましては、決まりしだい、ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ先】

お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課

または

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課

電話 043-308-6768

⚠️ご注意ください！

(令和6年4月時点)

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※今回お手元に届いた保険証は令和7年7月31日まで有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手帳以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。